

新しい法律のご案内

●弁護士費用保険 弁護士費用保険をご存じですか	1頁
●借家「敷引」の特約は有効	2頁
●労務「就業規則」は大丈夫ですか	3頁
●遺言書 遺言で相続させるとしていた子が親より先に死亡した場合、どうなるか	4頁
●相続 遺産整理業務のご案内	5頁

●弁護士費用保険 ● 弁護士費用保険をご存じですか



弁護士
高江俊名

1 弁護士費用の悩みを解消

弁護士費用保険という保険があるのをご存じでしょうか。

弁護士として色々な相談を受けていますと、相談者の方が、弁護士費用のことが引っかかる裁判をするかどうか悩まれることがあります。しかし、もし弁護士費用保険が使えるとすれば、そのような悩みはなくなります。

この保険は、弁護士に依頼をする際の弁護士費用について、保険金が支払われるものです。現在、主として自動車保険の特約という形で販売されていますが、保険会社によっては、火災保険の特約や傷害保険の特約としても販売されています。

2 保険の内容

多くの保険会社では、この弁護士費用保険が使えるのは、自動車事故によって被害を受けた場合に限られていますが、保険会社によっては、自動車事故に限らず、日常生活上の事故によって被害を受けた場合に

も使えるものが販売されています。(※)

日常生活上の事故としては、例えば、宅配を依頼した品物が運送中に壊れたとか、購入した商品の欠陥によって怪我をしたなど、様々な場合が考えられます。

この弁護士費用保険に加入する場合の保険料は、自動車保険の特約として加入する場合、年間で1000～2000円程度のようですが、非常に割安です。

3 被害者の権利救済のために

ある保険会社の方の話によりますと、その保険会社の場合、自動車保険の加入者のうち約半数の方が、この弁護士費用保険の特約にも加入しているそうです。そのことからすると、現在、かなり多くの世帯の方が弁護士費用保険に加入していることが窺われます。

被害者の方が裁判によって権利の救済を受けやすくなるために、これから、この弁護士費用保険の補償内容がさらに充実し、より多くの人の間に広がっていくことが期待されます。

(※) 当事務所が把握しているところでは、三井住友海上火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険、ソニー損害保険、アクサ損害保険がこのタイプの保険を販売しています。

● 借家 ● 「敷引」の特約は有効



弁護士
松森 杉

1 敷引とは

借家契約で、貸し主が賃料の未納などに備えて敷金（あるいは保証金）を預かることがあります。敷引の特約は、敷金（あるいは保証金）のうちの一定額を返還しないとする特約です。礼金として授受されることもあります。地域の慣行の違いもあり、敷引は関西に多く、礼金は関東に多いようです。

敷引の額は、京阪神では1～3か月分が多いようです。

2 消費者契約法

敷引は、裁判では以前から有効と解釈されていました。ただ、「消費者契約法」が平成13年（2001年）にできて、敷引の効力が問題になりました。消費者契約法の10条は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約は無効とすると定めています。敷引が、これに該当するのではないかという主張が借家人側からなされ、裁判例は、有効と無効に分かれています。

3 私が担当した裁判で「有効」の判決

私は、借地借家の論文を書いたこともあります。敷引は有効であると考えてきました。昨年、尼崎の裁判所で、家主側からの代理人として、敷引は有効であるとする勝訴判決を得ました。判決は、敷引の特約は一般に行われているものであり、借家人も敷引の意味を了解して借家契約を締結し

たのであるから、有効であると判断しました。

4 最高裁の判例が出ました

各地の裁判所の判決は分かれていましたが、最高裁は、今年3月24日に、敷引は原則として有効であるとする判決を出しました。

原告となった京都市の借り主は、入居時に敷金40万円を預けていましたが、退去時に特約に基づき21万円を差し引かれたため、「一定額を差し引く特約は無効」と訴えました。

最高裁は、敷引の金額が契約書に明記されていれば「借り主の負担について合意ができている」と認定しました。そして、敷引の特約は、通常の使用による補修費用も借家人に負担させるものであるが、差し引く額を予め決めておくことは、紛争防止のために不合理とはいえないと指摘し、敷引特約そのものが不当とは言えないとした。

そのうえで、借り手は情報量や交渉力で貸し手に劣ることから、「敷引金が高額過ぎるときは消費者契約法に照らして無効となる」との判断し、高額過ぎるときに無効になる余地を認めました。今回の契約は、月9万6000円の家賃に対し、敷引金は居住年数に応じて18万円ないし34万円とする内容で、「敷引金は家賃の2倍から3.5倍にとどまり、高過ぎるとはいえない」と判断し、有効であるとしました。

消費者契約法10条は、信義則に反する悪質な契約条項を予定しているものですので、一般的に行われてきた敷引が有効であるとした最高裁の判決は妥当な結論であると思います。

●労務● 「就業規則」は大丈夫ですか



弁護士
高橋礼雄

1 増える労働問題

厚生労働省の発表によると、平成21年度において、114万件もの職場のトラブルについての相談がありました。中でも、解雇など雇用契約の終了に関する相談が多いようです。トラブルが起きる原因の一つとして、就業規則を作成していないことや、作成されていても内容が不十分であることが挙げられます。

2 就業規則の必要性

(1) 法律上の義務

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届出をしなければなりません。

(2) 職場のルールが明確になる

就業規則を作成して職場に周知することにより、労働条件を労働者に対し明確にすることができます。使用者も、法律上の義務などを就業規則に記載することにより、これを意識することができます。

3 作成・見直しの際の留意点

(1) 解雇事由

就業規則で定める事項はいろいろですが、解雇の定めに関して問題が生じることが多くあります。

解雇には、普通解雇、懲戒解雇の2つ

があり、それぞれについて、解雇事由を定める必要があります。就業規則に列挙されている事由でしか解雇できないとする考え方もありますので、解雇事由には予期される具体的な事由を列挙しておくべきです。

ただ、予期しない解雇事由が生じる場合もありますので、具体的な事由を列挙したうえで、最後に「その他前各号に準ずるやむを得ない事由が生じたとき」という定めをしておくことも必要です。

(2) 法改正への対応

労働基準法など労働条件に関わる法律は頻繁に改正されますので、改正後の法律に反しないかどうか、就業規則を見直す必要があります。

平成22年にも労働基準法の改正があり、時間外労働の賃金の割増率が引き上げられました（ただし中小企業は適用猶予です）。

長い間、就業規則の見直しをしていない場合は、特に次の点に注意することが必要です。

①有給休暇の付与日数の増加

（労働基準法の平成11年改正）

②65歳までの継続雇用制度の導入

（高齢者雇用安定法の平成18年改正）

(3) 就業規則の見直し

就業規則をめぐって裁判になるケースは多く、法的な知識が要求されます。個々の会社の実情に合わせる必要があります。就業規則の作成、見直しをされるときは一度ご相談ください。

● 遺言書 ●

遺言で相続させるとしていた子が親より先に死亡した場合、どうなるか

1 遺言で相続させるとしていた子が親より先に死亡したとき、その子(孫)が代わりに相続するか

Aさん(女性)には長男Bさんと長女Cさんがありました。Aさんは、遺言書で長男のBさんに全財産を相続させると書いていました。ところが長男Bさんが親より先に亡くなり、Aさんが亡くなったときに、長男Bさんの子であるXさんと長女Cさんの間で争いになりました。Xさんは、長男のAさんの代わりに全財産を相続できると主張しました。他方、長女のCさんは、遺言は無効であり、法定相続分である2分の1の権利があると主張しました。

2 二つの考え方

この問題について裁判例も学説も分かれています。上のケースで、東京地裁は、長男が先に亡くなった場合は、その子が全財産を相続することが長男に全財産を残したいと望んでいた親の意向に沿うとして、孫のXさんが全財産を相続できると判断しました。

これに対して、東京高裁は、相続予定の人が亡くなったときは遺言は無効になると解るべきで、その子が代わりに相続できるものではないと判断し、長女のCさんにも相続分を認めました。こちらの考え方が多数説でした。

3 最高裁の判例が出ました

最高裁判所は、平成23年2月22日、この問題について初めて判断を示しました。従前の多数説を支持しました。

「特定の相続人に相続させると考えていた場合は、通常はその人に遺産を取得させる意思があるということにとどまる」と指摘し、遺産を受ける予定であった相続人が死亡した場合は、遺言書の中でその子が相続する旨の代襲相続を指示しているなどの特別の事情が無い限り、遺言の効力は生じないと判断しました。

つまり、遺言書を書く人は、各相続人の身分関係、生活関係、相続人の現在と将来の生活状況、資産、経済力、遺産との関わりの有無・程度など諸般の事情を考えて遺言するのであり、通常は、遺言書を書いたときの当該相続人に財産を取得させる意思を有するにとどまると判断しました。

4 遺言書の書き方に注意

遺言書を書いていないときは、平等に相続することになりますので、常に遺言書を書いておく必要があるとは思えません。

ただ、何らかの事情があって、「相続させる子が先に死亡するようなことがあったときは、その子(孫)に相続させたい」と考えておられるときは、そのように遺言書に明記しておく必要があります。

そうでないと、相続させるつもりの子が先に死亡すると、遺言は効力を生じないことになり、相続人全員で法定相続分に従った遺産分割をすることになります。

(弁護士 松森 栄)



●相続● 遺産整理業務のご案内

当法律事務所は、相続発生後の相続財産に関する煩雑な諸手続をお手伝いします。

1. 相続が発生しますと、さまざまな煩雑な手続が必要になります。

預貯金・株式の相続手続、相続人による遺産分割協議、財産の名義変更、相続税の納付などです。また、資産より負債の方が多いときは、相続の放棄の手続を取ると負債の相続を免れることができます。

2. 当事務所では、これらの相続手続をお手伝いする遺産整理事務を行っています。

弁護士が委任状を頂き、ご本人に代わって遺産整理の手続を行うことができます。戸籍謄本、不動産登記簿謄本の取り寄せなどもできます。

- ①手続、スケジュールなどのアドバイス
- ②遺産整理に関する委任契約の締結
- ③戸籍謄本などを取り寄せて、相続人を確認します。
- ④不動産登記簿、預金通帳などを基に、遺産の確認を行います。
- ⑤財産目録を作成します。
- ⑥相続人による遺産分割協議のお手伝いをします。
- ⑦不動産、預金、株式など遺産の名義変更等を行います。
- ⑧相続税の申告・納付（10か月以内）
- ⑨遺産整理業務完了のご報告

3. ご多忙で時間的余裕が無い方や、相続に関する専門的なアドバイスが欲しい方におすすめします。

手数料は、対象財産の金額、整理事務の内容により異なります。見積もりをしますので、ご相談ください。

お電話でもご相談を承ります。

電 話 06-6364-5010 松森・高江法律事務所

受付時間 月～金 10:00～17:30

第1・3土 10:00～12:30



事務所案内

業務のご案内

●業務時間【平日】午前9時15分～午後5時30分
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分

●相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。

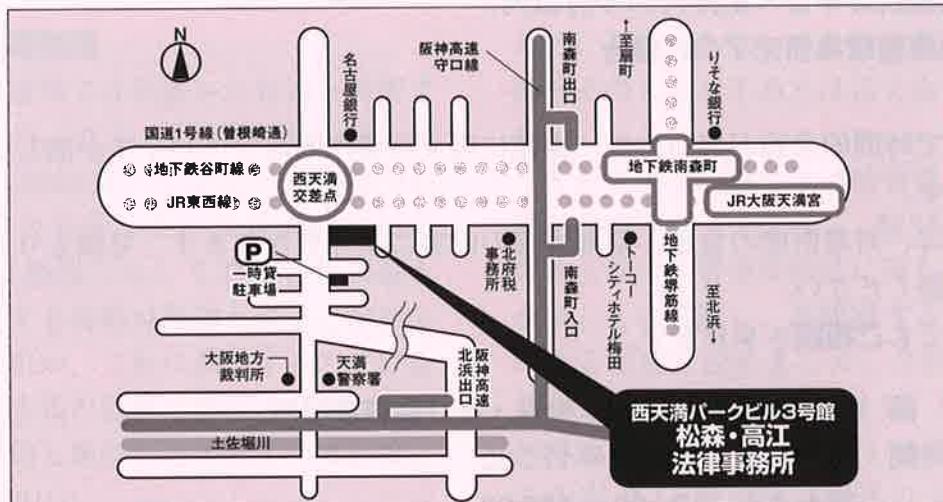
●初回相談料…30分 5,250円

事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階

地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分

TEL (06) 6364-5010 · FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください
URL <http://www.mt-law.jp/>

松森・高江法律事務所

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・高橋礼雄